

社会資本のメンテナンス情報に関わる  
3つのミッションとその推進方策  
(案)

平成〇年〇月

社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会  
社会資本メンテナンス戦略小委員会

# 目次

はじめに	1
1. メンテナンス情報に関わる施策の重要性	3
(1) 正確な情報の把握・蓄積を推進する意義	
(2) 情報の見える化を推進する意義	
(3) 情報の共有化を推進する意義	
2. メンテナンス情報に関わるこれまでの取り組み状況	4
(1) 答申等で示された方向性	
(2) 行政の取り組み状況	
3. 今後目指すべき3つのミッションと留意事項	5
(1) 今後の施策の3つのミッション	
(2) 最初の5箇年に確実に実施すべき施策	
(3) ミッションの実現のための留意事項	
4. 3つのミッションを実現するための具体的施策	7
◆ミッション(1) 現場のための正確な情報の把握・蓄積	
◆ミッション(2) 国民等の理解と支援を得るための情報の見える化	
◆ミッション(3) メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化	
5. 最初の5箇年で確実に実施すべき施策(5年間の約束)	11
◆ミッション(1) 現場のための正確な情報の把握・蓄積	
◆ミッション(2) 国民等の理解と支援を得るための情報の見える化	
◆ミッション(3) メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化	
6. 施策の実現に向け併せて実施すべき事項	12
おわりに	13

## 1 はじめに

2 我が国の社会資本ストックは高度経済成長期に集中的に整備され、今後急速に老朽化  
3 することが懸念されている。社会資本の維持管理・更新については、国のみならず、社  
4 会資本の大部分を管理している地方公共団体を含めた、我が国全体の大きな問題となっ  
5 ている。

6 このような中、平成24年7月25日に国土交通大臣から社会資本整備審議会及び交通政策  
7 審議会（以下、「審議会」という）に対し「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方  
8 について」の諮問が行われた。本諮問を受け、審議会は、社会資本整備審議会・交通政策  
9 審議会技術分科会技術部会（以下、「技術部会」という）にこれを付託し、更に技術部会  
10 では、社会資本メンテナンス戦略小委員会（以下、「小委員会」という）を設置し、平成  
11 25年12月25日に「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」（以下、「審  
12 議会答申」という）として、国土交通省や地方公共団体等が重点的に講ずべき具体的な  
13 施策について提言を行ったところである。

14 他方、今後更にその施策の具体化に向けた検討を行う必要があることから、平成26年  
15 4月から小委員会において、「1. 点検・診断に関する資格制度の確立」、「2. 維持管理  
16 を円滑に行うための体制、地方公共団体等の支援方策」、「3. 維持管理・更新に係る情  
17 報の共有化、見える化」、「4. メンテナンス技術の国際化」について検討を深めていく  
18 こととした。

19 平成26年8月22日には「点検・診断に関する資格制度の確立」について緊急提言をとり  
20 まとめ、続いて「維持管理を円滑に行うための体制、地方公共団体等の支援方策」、そ  
21 して「維持管理・更新に係る情報の共有化、見える化」について検討を行った。

22 小委員会では、情報の共有化・見える化を推進する意義及び課題について整理の上、  
23 「現場のための正確な情報の把握・蓄積」「情報の見える化」「情報の共有化」の3つ  
24 の視点から今後の施策の方向性と実施すべき施策について調査審議を行った。

25 実施すべき施策については、施設台帳やデータベースの整備状況が施設分野や国・地  
26 方公共団体等により様々であり、また、施策を実現していくには多大な労力とコスト、  
27 そして相当程度の時間が必要となることから、「今後講ずべき施策」「最初の5箇年で  
28 確実に実施すべき施策」「施策の実現に向け併せて実施すべき事項」の3つの項目に整  
29 理し、各々について具体的施策についてとりまとめた。

30 今回、現場における正確な情報の把握・蓄積、見える化、共有化の推進に向けて、一  
31 定の結論に達したので提言を行うものである。

32 これまで維持管理の重要性や社会インフラの老朽化に対する認識は必ずしも高いとは  
33 言えなかったが、中央自動車道笹子トンネルにおける天井板落下事故などを経験し、国  
34 土交通省が昨年度インターネットにより実施したアンケート調査では、44.6%の回答者が  
35 「社会インフラの実態（施設の数、配置、経過年数、老朽化度合い、維持管理、更新に  
36 必要な経費等）の把握（「見える化」）が重要と回答する等、社会インフラの老朽化に対  
37 する関心は確実に高まっている状況にある。

38

1       このような状況にある今こそ、社会資本の維持管理・更新の重要性についての国民等  
2       の意識が深まるよう、社会資本の様々な情報について、国民等にわかりやすく公表して  
3       いく必要がある。このためには、まずは、国や地方公共団体等の施設管理者が施設台帳  
4       等の整備・更新や点検結果等の維持管理情報の記録を徹底した上で、データの充実やデ  
5       ータベース化を図り、これらの情報を国と地方公共団体等とで共有していく必要がある。

6       現場において施設のメンテナンスが適切に実施され、社会資本の健全な状態を維持し  
7       ていくためにも、現場のための正確な情報の把握・蓄積、見える化、共有化を実現して  
8       いくことが、まさに今求められているのである。

9       小委員会は、本提言に基づき、現場のための正確な情報の把握・蓄積、見える化、共  
10      有化が実現するよう強く求めるものである。

# 1. メンテナンス情報に関わる施策の重要性

社会資本は国民の生命や財産を守るとともに、社会・経済活動の基盤となる、次世代へ健全な姿で継承すべき国民の共有財産である。このため、社会資本の果たす役割を長期にわたり確保するため、安定して維持管理を行っていくことが重要である。

## (1) 正確な情報の把握・蓄積を推進する意義

・現場において施設の維持管理が適切に実施され、施設の健全な状態が維持されるためには、まずは正確な情報の把握・蓄積が重要であり、このことが科学的かつ合理的に社会資本のメンテナンスを実施するための第一歩である。

## (2) 情報の見える化を推進する意義

- ・国民等に社会資本の現状や課題等について知ってもらい、理解してもらい、そしてその維持管理・更新について国民等から支持・支援を得るために、徹底して情報の見える化を図ることは、社会資本に関わる最も基本となるべき政策の一つである。
- ・健全性が著しく低い施設、国民等の生命や財産など安全に支障を来す状況、これらに対応した措置等について情報提供を行い、事故や災害に遭うリスクを低減させる。
- ・施設の利用状況や施設の維持管理に必要なコストについて情報提供を行い、機能連携・転用、統廃合、また、維持管理・更新に必要な費用の負担について理解と協力を得る。
- ・重量制限を超過する車両の通行による施設の損傷事例などについて情報提供を行い、施設の適正な利用を促し、長寿命化や維持管理コストの低減を図る。
- ・施設の巡視や点検、美化活動、植樹等への自主的な参加を促す。
- ・社会資本の維持管理・更新に向けた行政の取組状況やその成果について、国民等が確認を行うとともに、学識経験者等が第三者の視点から客観的に評価を行うことにより、国民等との信頼構築を図る。

## (3) 情報の共有化を推進する意義

### ①社会資本を管理する国や地方公共団体等の視点から

#### (国や地方公共団体等の施設管理者の視点)

- ・社会資本全体の維持管理状況・課題などを把握し、自らが管理している施設の維持管理のレベルや課題について、他者の状況を他山の石としつつ自らのものとする。  
(自己診断)
- ・自己診断の結果等を踏まえ、維持管理に関する目標を設定することにより、目標の達成に向け必要な取り組みを行うよう促すとともに、達成状況について確認を行う。
- ・社会資本の維持管理に関する技術的な情報をとりまとめて公表することにより、市町村の職員等のスキルアップを図る。
- ・これらの取り組みを実施することにより、施設管理者の危機意識を促し、適切な維持管理を実施するよう意識を深めるとともに、取り組みが遅れている内容について、より一層の維持管理への努力や施設の維持管理状況の改善を促す。

1 (指導的役割を担う国や都道府県の視点)

- 2 ・社会資本全体や地方公共団体等の点検実施状況等を定期的にモニタリングし、地方  
3 公共団体等で取り組みや進捗に大きな遅れが生じないよう助言や指導、必要な制度  
4 構築を行うことにより、社会資本の適切な状態の維持・向上を図る。
- 5 ・社会資本の維持管理に関する情報について、補修・修繕を行う施設の優先順位付け  
6 等への活用を図るとともに、施設の計画、設計、施工に関する情報との連携を図る  
7 ことにより、社会資本の整備や維持管理・更新に係る一連の業務を戦略的にマネジ  
8 メントする。
- 9 ・施設の維持管理状況を踏まえ、災害復旧事業の採択や交付金等の配分額の決定を行  
10 うなど、事故や災害等が発生した際の地方公共団体等への支援に活用する。

11 ②民間企業や大学等の研究機関の視点から

- 12 ・社会資本の維持管理等に関する民間企業や大学等の研究機関との共同研究をより一  
13 層進めることにより、効率的なメンテナンスの実現およびメンテナンス技術の高度  
14 化を図る。
- 15 ・社会資本の維持管理等に関する研究や技術開発のために必要な情報について、民間  
16 企業や大学等の研究機関に提供することにより、民間主導による研究・技術開発を  
17 推進するとともに、メンテナンス産業の発展に貢献する。

18  
19 2. メンテナンス情報に関わるこれまでの取り組み状況

20 (1) 答申等で示された方向性

21 小委員会においては、中央自動車道笹子トンネル事故の発生（平成 24 年 12 月 2 日）  
22 を踏まえ緊急提言（平成 25 年 1 月 30 日）をとりまとめ、インフラの健全性等に関する  
23 カルテの整備、維持管理・更新に係る情報の収集・蓄積、について提言を行った。

24 また、審議会答申（平成 25 年 12 月 25 日）においても、戦略的な維持管理・更新のた  
25 めに重点的に講ずべき施策として、維持管理・更新に係る情報の収集・蓄積とカルテの  
26 整備、施設の健全性及びその対応方針の国民への公表と国民の理解と協力促進、につい  
27 て提言がなされた。

28 政府においては、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日：インフラ老朽  
29 化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）がとりまとめられ、必要施策の方向性として、  
30 電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等が示された。

31 国土交通省においては、小委員会の緊急提言を受けて「社会資本の維持管理・更新に  
32 関し当面講ずべき措置」（平成 25 年 3 月 21 日：社会資本の老朽化対策会議）がとりまと  
33 められ、維持管理・更新に係る情報の整備として、台帳整備と併せ、施設毎の現況等の  
34 情報をデータベース化し、当該情報のプラットフォームを構築することが示された。

35 また、インフラ長寿命化基本計画を踏まえ「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動  
36 計画）」（平成 26 年 5 月 21 日）がとりまとめられ、必要施策に係る取組の方向性として、  
37 点検・修繕等を通じた情報収集、情報の蓄積、地方公共団体等も含めた一元的な集約、  
38 情報の利活用と発信・共有等が示された。

## 1 (2) 行政の取り組み状況

2 現在、国土交通省では、所管する社会資本について、分野ごとに社会資本情報に関するデータベースの構築・運用が順次進められている。多くの分野において平成 25 年度中に既存のデータベースの改善や新規データベースの構築を概ね終了し、平成 26 年度からはデータベースの運用を開始しながら順次情報の蓄積・更新が図られている。

6 また、社会資本情報プラットフォームについては、平成 25 年度から整備に着手し、同年にはプラットフォームの基本コンセプトの検討およびプロトタイプの構築を行っている。平成 26 年度からは一部運用開始に向けた検討が実施されている。

9 国土交通省では、地方公共団体に対し施設台帳の整備状況及び施設情報の電子化状況についてアンケートを行った。その結果、施設台帳の整備状況については、ほとんどの地方公共団体で台帳の整理が進められているものの、施設数が多く更新作業が追いついていない、あるいは整備年次の古い施設等が多く整理できていない施設があるとの回答が多く見られた。

14 また、地方公共団体における施設情報のデータベース（電子化）作成状況については、道路の橋梁において、都道府県・政令市で約 9 割が作成済み、市町村では作成済みが約 4 割にとどまるが、作成中、検討中をあわせると約 7 割となっている。また、河川の水門・樋門・閘門においては、都道府県・政令市で作成済みが約 3 割にとどまるが、作成中、検討中をあわせると約 8 割となっており、今後取組が進んでいくものと考えられる。

## 20 3. 今後目指すべき 3 つのミッションと留意事項

### 21 (1) 今後の施策の 3 つのミッション

22 今後、国や地方公共団体等が目指すべきミッションは、以下の 3 つに集約される。

#### 23 ◆ミッション① 現場のための正確な情報の把握・蓄積

24 現場においてメンテナンスサイクル（点検、診断、修繕等の措置や長寿命化計画等の充実を含む維持管理の業務サイクルのこと）を着実に回していくためには、当該構造物にかかる履歴等を把握し対応していくことが重要であり、現場における重要な情報を選別した現場のためのデータベースを構築していくべきである。

28 このため、まずは施設の基本情報や点検実施結果、健全性の評価など、施設のメンテナンス等に関する諸情報を正確に把握し記録することを徹底するとともに、施設分野ごとに現場における重要な情報を集約しデータベース化を着実に進めていくべきである。

#### 32 ◆ミッション② 国民等の理解と支援を得るための情報の見える化

33 国民等に理解と支援を得るため、これらの情報を活用し、国民等への情報の見える化を順次進めていくとともに、正しい情報の公表の積み重ねにより、国民等の信頼の構築を図るべきである。

36 なお、国民等に公表する情報の中には、健全性の評価など施設の使用や利用にあたり不安を与える情報も含まれている。したがって、これらの情報については、状況の改善・回避のために実施した措置等についても併せて公表していくよう努めるべきである。

### ◆ミッション③ メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化

メンテナンスサイクルに基づき施設の維持管理を適切かつ継続的に実施していくため、自己診断などを施設管理者自らが行えるよう、情報の共有化を進めるべきである。

なお、情報の共有にあたっては技術職員が少ない市町村などもあることから、必要な情報を効率的かつ円滑に共有できるよう、目的に応じた施設情報の階層化に努め、積極的に公表すべき情報や公表になじまない情報など、階層化されたデータの各々について、「アクセス制限無し」「施設管理者に限りアクセス可」「特定の研究者に限りデータ提供」などアクセス制限のレベルを設定すべきである。

#### (2) 最初の5箇年に確実に実施すべき施策

多くの施設分野では平成26年度から点検が開始され、5年で一巡し、多くのインフラの健全性等が明らかになる。したがって、国土交通省は、施設の点検が一巡する最初の5年間で「インフラ点検見える化5箇年」（5年間の約束）と位置付け、特に重要な情報に関しては、この5年間に情報の見える化を確実に実施していくべきである。

- ・国、都道府県、市町村等の全てのインフラの管理者が協力し、全国の情報の集約化を図るとともに、自ら管理する施設の維持管理レベルの確認など自己診断を行い、施設の老朽化対策を確実に実施する。
- ・各施設の点検結果を踏まえ、健全性が著しく低い施設等について、その評価及び実施した措置に関する情報をリスト化し、地図上に表示するなど情報の公表を進める。

#### (3) ミッションの実現のための留意事項

##### ①現場のための正確な情報の把握・蓄積

- ・データベース化やその整理・更新等に多くの労力がかかり、国や地方公共団体等の職員の負担や費用が増加する可能性がある。
- ・多くの施設を管理する市町村など人員不足等により対応できなくなり、データベース化や最新情報の更新作業が進まない可能性がある。

##### ②国民等の理解と支援得るための情報の見える化

- ・個別施設の情報の公表にあたっては、テロや犯罪などを誘発する可能性のある情報など、公表対象から除外すべき情報を選別する必要がある。

##### ③メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化

###### (国・地方公共団体等の視点)

- ・情報の共有化、全国的な分析、研究・技術開発への活用のためには、用語やデータベースの記載内容、記載方法等の統一化を図るとともに、データベースの横断的な分析が可能となるよう情報システム間の連携等についても検討していく必要がある。
- ・一元管理するデータベースについては、故障や災害等によるシステム障害や機器の損傷が発生した場合に備え、バックアップなどのリスクマネジメント（危機管理）についても検討していく必要がある。
- ・国や地方公共団体等で情報の共有化を図るにあたり、共有化すべき情報とは何か、これらの情報をどのように活用していくかなどについて、労力やコストを勘案しな

1 12から優先順位を付けて順次検討していく必要がある。

## 2 (民間企業・大学等の研究機関の視点)

- 3 ・社会資本の維持管理・更新に関する詳細なデータの提供を進めていくと、膨大なデ  
4 ータの管理、データ内容の精査等に多くの労力がかかり、国や地方公共団体等の職  
5 員の負担や費用が増加する可能性がある。
- 6 ・詳細なデータを民間企業や大学等の研究機関に提供するにあたり、提供先の情報管  
7 理体制が確立されていない場合、これらのデータが他の第三者に渡り、テロや犯罪  
8 等に利用される危険性がある。
- 9 ・提供する情報の精度が保証できない場合、民間企業や大学等の研究機関の研究・技  
10 術開発に混乱を与える可能性がある。また、これらのデータを活用したことにより  
11 不利益が生じた場合、国や地方公共団体に損害賠償を求める事態が発生する可能性  
12 がある。

## 13 14 4. 3つのミッションを実現するための具体的施策

15 国や地方公共団体等は、各施設分野の進捗状況に応じて、以下の施策について、国が  
16 管理する施設など可能なものから順次実施していくべきである。

### 17 ◆ミッション（1） 現場のための正確な情報の把握・蓄積

#### 18 ①施設台帳等の確実な整備

19 国や地方公共団体等の施設管理者は、施設台帳等の整備を確実に実施するとともに、  
20 最新の情報への更新作業を速やかに実施すべきである。また、全施設について共有化  
21 すべき維持管理情報について標準書式を整備するなど、施設台帳等に施設管理者が点  
22 検等の結果を継続して記録する体制を整えるべきである。

23 施設の点検結果や健全性の評価、補修・修繕の履歴などの情報は、将来の施設の改  
24 良や更新につながる密接な情報となることから、これらの情報を法的に位置付けるこ  
25 とも含め、施設管理者が確実に記録する体制を検討すべきである。

#### 26 ②点検結果等の記録の徹底

27 国や地方公共団体等の施設管理者は、施設の点検等を実施した際には点検結果等を  
28 正確に記録するよう徹底し、維持管理情報の充実及び蓄積を図るべきである。特に施  
29 設の使用・利用等の判断に影響を与える重要な情報については、情報を把握した時点  
30 で速やかに記録するよう徹底を図るとともに、点検者や点検履歴等についても記録を  
31 徹底していくべきである。

#### 32 ③データ入力様式の標準化

33 国土交通省は、点検結果等の入力に際し、国や地方公共団体等の職員等による作業  
34 の効率化が図られるよう、標準様式の作成など、施設分野ごとにデータ入力の省力化・  
35 標準化を推進すべきである。

36 また、点検や診断等の業務発注時に、契約図書で受注業者による調査結果のデータ  
37 入力を義務付けるなど、データ入力作業の省力化を図るべきである。

38 更に、データ入力項目を設定する際には、施設管理者間で可能な限り記載項目の統  
39 一を図るとともに、必要に応じて国・地方公共団体等の情報システムを連携させ効率

1 的な運用を図るべきである。併せて健全性の評価など施設管理者や点検者等により認  
2 識のズレが生じないように努めていく必要がある。

#### 3 ④社会資本情報の集約化・電子化

4 国土交通省は、施設分野ごとに社会資本の維持管理に関する情報を集約しデータベ  
5 ースを構築するとともに、二次利用可能な形で電子化を進めるべきである。また、デ  
6 ータベースの構築にあたっては、今後の技術革新等に対応できるよう、融通性がある  
7 ものとする必要がある。なお、電子化にあたっては、市町村等を支援するための措置  
8 も併せて実施していく必要がある。

#### 9 ⑤社会資本情報プラットフォームの構築

10 国土交通省は、各分野のデータベースから必要な基本情報や維持管理情報を収集・  
11 集計整理し、横並びで閲覧・検索を実施できる社会資本情報プラットフォームを構築  
12 すべきである。

### 14 ◆ミッション（２） 国民等の理解と支援を得るための情報の見える化

#### 15 ①施設の健全性等の集計情報の公表【アクセス制限無し】

16 国土交通省は、国民等に対し社会資本の健全性等の現状について、施設分野ごとに  
17 公表すべきである。また、国・地方公共団体等別に点検の実施状況などが把握できる  
18 よう、国民等にわかりやすい公表の方法に努めるべきである。

19 その際に、健全性が著しく低い施設等については、健全性の評価及び実施した措置  
20 などに関する情報をリスト化し公表するとともに、位置情報が明確な施設については、  
21 健全性の評価を地図上に表示することも含め対応すべきである。

22 更に、土木学会が進めているインフラ健康診断（インフラの老朽化の程度およびメ  
23 ンテナンスの状況を調査する取り組み）など、学術団体等が社会資本の健全性等を第  
24 三者の視点から客観的に評価する取り組みに対し協力すべきである。

#### 25 【公表する情報（例）】

26 ○社会資本の健全性等に関する情報

27 [ 施設数、点検実施率、健全性の評価別施設割合、補修・修繕実施率、要対策老  
28 朽化施設リスト（健全性の評価、実施した措置）、長寿命化計画（行動計画）  
29 策定状況、個別施設計画策定状況 など ]

#### 30 ②個別施設の点検結果等の公表【アクセス制限無し】

31 国や地方公共団体等の施設管理者は、国民等に対し普段利用している施設の状況が  
32 随時確認できるよう、個別施設の基本情報、点検結果等について施設ごとにとりまと  
33 めて公表すべきである。

#### 34 【公表する情報（例）】

35 ○施設に関する基本情報

36 [ 施設名、所在地、管理者名、建設年度 など ]

37 ○施設の点検実施結果、施設の健全性等に関する情報

38 [ 点検実施年度（最新）、健全性の評価 など ]

39

### ③社会資本維持管理情報ポータルサイトの開設【アクセス制限無し】

国土交通省は、国や地方公共団体等の社会資本の維持管理に関する様々な情報について、国民等が容易に確認できるよう、ホームページ上に社会資本の維持管理等に関する情報ポータルサイトを開設すべきである。

#### 【公表する情報（例）】

○施設の転用・統廃合等の取り組み事例

〔 施設の転用・用途変更等の取り組み事例、施設の統合・集約化等の取り組み事例、施設の廃止事例 など 〕

○施設の劣化、崩落事例

〔 橋の崩落事例、トンネルの崩落事例、堤防の決壊事例、舗装の陥没事例、建築物の部材落下・漏水等の事例 など 〕

○ベストプラクティスの事例、施設の適正な利用の例示

〔 ベストプラクティスの事例、不適切な利用により施設に損傷が生じた事例 など 〕

○法令・基準等 など

### ④地域住民との協働による点検等の実施

国や地方公共団体等の施設管理者は、施設の劣化や利用状況など、地域住民に施設の状態についての理解を深めてもらうよう、地域住民との協働による点検や美化活動等の取り組みを行うべきである。

また、施設の状態等について地域住民から提供される情報の受け取り体制を構築するとともに、その情報に対し地域住民にフィードバックする手法を整理すべきである。併せてこれらの情報を国や地方公共団体等の間で円滑に共有していくよう努めていくべきである。

## ◆ミッション（3） メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化（国・地方公共団体、民間企業・大学等の研究機関に向けて）

### ①施設情報の階層化

国土交通省は、社会資本の適切な状態を維持するため、国が全ての施設に関し共有化すべき重要な情報、施設管理者が取得すべき情報など、目的に応じた情報のレベル、対象とする施設規模等について施設分野ごとに整理を行い、情報の階層化に努めるべきである。

そのためには、国民等に社会資本の現状を広く理解してもらう、国や地方公共団体等の施設管理者による現場作業を支援する、など情報の使用目的について十分に整理を行うことが重要である。また、情報の作成者、管理者、使用条件等についても併せて整理するよう努めるべきである。

#### 【国が全施設に関し共有化すべき重要な情報（例）】【アクセス制限無し】

○施設に関する基本情報

〔 施設名、所在地、管理者名、建設年度 など 〕

○施設の点検実施結果、施設の健全性等に関する情報

〔 点検実施年度（最新）、健全性の評価、補修・修繕の実施の有無 など 〕

1 **【施設管理者が取得すべき情報（例）】【施設管理者に限りアクセス可】**

2 ○施設に関する基本情報

3 [ 緯度・経度、規模・構造、敷地面積 など ]

4 ○施設の点検実施結果、施設の健全性等に関する情報

5 [ 点検・診断履歴、点検・診断結果、補修・修繕履歴、補修・修繕内容、耐震改 ]  
6 [ 修実施年度、耐震性能の評価 など ]

7 ※「国が全施設に関し共有化すべき重要な情報（例）」のほかに施設管理者が取得す  
8 べき情報を提示

9 **②進捗状況・管理指標の共有【施設管理者に限りアクセス可】**

10 国土交通省は、社会資本の維持管理の全国的な傾向やベンチマーク分析などの結果  
11 について、各年度の進捗状況がわかるようにとりまとめて共有すべきである。

12 **【共有する情報（例）】**

13 ○社会資本の維持管理状況等の進捗状況に関する情報

14 [ 6.（3）①の情報に関する年度別進捗状況の推移（全国平均、国・地方公共 ]  
15 [ 団体等別） など ]

16 **③最新の技術関連情報の共有【施設管理者に限りアクセス可】**

17 国土交通省は、技術開発の状況や維持管理研修等の実施状況など、施設管理者が施  
18 設の維持管理等を実施する際に参考となる最新の技術関連情報について、とりまとめ  
19 共有すべきである。

20 **【共有する情報（例）】**

21 ○技術開発の状況

22 ○維持管理研修等の実施状況

23 ○メンテナンスに関する会議等の開催状況 など

24 **④メンテナンスに関する会議の設置・活用**

25 国土交通省は、施設分野ごと、地域ごとにメンテナンスに関する会議を設置すると  
26 ともに、施設の維持管理を着実に実施するため、地域内の国や地方公共団体等の施設  
27 管理者が、相互に国や地方公共団体等のデータを共有し点検等の進捗管理を行うなど、  
28 会議の活用を図るべきである。

29 **⑤施設の設計・施工等の情報との連携**

30 国土交通省は、新設時の計画、設計、施工等に関する情報と維持管理に関する情報と  
31 の連携を図り、CIM（※）や地理空間情報（GIS）への活用を図るなど、戦略的マネジメ  
32 ントの実践を図るべきである。特にCIMへの活用にあたっては、点検・修繕履歴などの  
33 施設の維持管理に関する情報や施工時の品質情報などを三次元的（立体的）に表現する  
34 ことにより、施設管理の効率化・高度化が図られ、生産性が向上することが期待される。

35 ※CIM(Construction Information Modeling)：計画・調査・設計から施工、維持管理に至る一連の  
36 過程において3次元モデルを活用した新たな建設生産システム。

37 **⑥研究・技術開発と連携したデータの公開【特定の研究者に限りデータ提供】**

38 国土交通省は、社会資本に関する研究や技術開発に有用なデータ等について整理を

1 行い、これらのデータを公開すべきである。また、広く一般に公開可能な情報について、  
2 二次利用可能なデータ形式で整備の上、データカタログを作成すべきである。

3 更に、国や地方公共団体等の施設管理者が保有する詳細な情報については、データ  
4 提供の依頼者に対し研究目的等を確認の上、研究結果の情報提供やデータの活用によ  
5 り不利益が生じた場合の責任など一定の条件のもとでデータを提供する仕組みを構築  
6 すべきである。

#### 7 ⑦相談窓口の設置

8 国土交通省は、国土技術政策総合研究所、地方整備局等の技術事務所等に、研究や  
9 技術開発に資するデータ提供に関する相談窓口を設置すべきである。

### 10 5. 最初の5箇年で確実に実施すべき施策（5年間の約束）

11 国土交通省は、施設の点検が一巡する最初の5年間で「インフラ点検見える化5箇年」  
12 （5年間の約束）と位置づけ、インフラの健全性等の分析を行うことを目的に、国や地  
13 方公共団体等の全ての施設管理者が協力し、以下の施策について確実に実施していくべ  
14 きである。  
15

#### 16 ◆ミッション（1） 現場のための正確な情報の把握・蓄積

##### 17 ①個別施設の基本情報・健全性等に関する情報の集約化

18 国土交通省は、平成26年度から一巡する点検結果について、特に重要な以下の項目  
19 については、国・地方公共団体等の全ての施設管理者のデータを収集すべきである。  
20 また、国や地方公共団体等の施設管理者はこれに協力すべきである。

##### 21 【集約を図る情報（例）】

22 [ 施設名、管理者名、所在地、点検実施年度（最新）、健全性の評価 など ]  
23

#### 24 ◆ミッション（2） 国民等の理解と支援を得るための情報の見える化

##### 25 ①施設の健全性等の公表【アクセス制限無し】

26 国土交通省は、国民等に対し、点検実施率や健全性の評価別施設割合など、社会資  
27 本の健全性等の現状について分野ごとに公表すべきである。また、国・地方公共団体  
28 等別に点検の実施状況などが把握できるよう、国民等にわかりやすい公表の方法に努  
29 めるべきである。

30 また、健全性が著しく低い施設等について、健全性の評価及び実施した措置などに  
31 関する情報をリスト化し公表するとともに、位置情報が明確な施設については、健全  
32 性の評価を地図上に表示することも含め対応すべきである。

##### 33 【公表する情報（例）】

34 ○社会資本の健全性等に関する情報

35 [ 施設数、点検実施率、健全性の評価別施設割合、補修・修繕実施率、要対策老  
36 朽化施設リスト（健全性の評価、実施した措置） など ]  
37  
38  
39

1 ◆ミッション（3） メンテナンスサイクルを着実に回すための情報の共有化

2 ①進捗状況・管理指標の共有【施設管理者に限りアクセス可】

3 国土交通省は、社会資本の維持管理の全国的な傾向やベンチマーク分析などの結果  
4 について、各年度の進捗状況がわかるようにとりまとめて共有すべきである。

5 【共有する情報（例）】

6 ○社会資本の維持管理状況等の進捗状況に関する情報

7 〔 5.（2）①の情報に関する年度別進捗状況の推移（全国平均、国・地方公共  
8 団体等別） など 〕

9

10 6. 施策の実現に向け併せて実施すべき事項

11 国や地方公共団体等が現場のための正確な情報の把握・見える化・共有化を推進して  
12 いくためには、これらの施策を一步一步、着実に実施していくことが必要となる。一方、  
13 その土台となる社会資本情報のデータベース化については、施設分野によって進捗状況  
14 は様々であり、また、市町村によっては技術職員が少ないなどの課題が存在している。

15 したがって、施策の実現に向け、以下の取り組みを併せて行い、技術職員の少ない市  
16 町村も含め地方公共団体等が持続的に必要な取り組みを進めていけるよう、国等が支援  
17 していくことが重要となる。

18 ①国・都道府県等による市町村支援の実施

19 国・都道府県等による市町村支援の一環として、点検実施結果などのデータベース  
20 化等に関しても、市町村の体制強化や国・都道府県等による技術的支援を行うことに  
21 より、施設管理者が円滑にデータベースの策定が可能となるようサポートしていくべ  
22 きである。

23 ②取り組み状況等の見える化

24 国土交通省は、施設分野別、国・地方公共団体等別に、点検を実施した施設数や点  
25 検実施率等の推移を毎年度公表していくことにより、広く関係者の意識付けを行うべ  
26 きである。

27 ③インフラメンテナンス国民会議（仮称）の設置

28 回り始めたメンテナンスのサイクルを着実に回すため、また、行政と国民、そして  
29 民間企業や大学等の研究機関などが社会資本の維持管理に向け理念を共有し、力を結  
30 集し一丸となって取り組むため「インフラメンテナンス国民会議（仮称）」を設置し、  
31 優良事例の表彰、全国の各地域でシンポジウムやセミナーを開催するなどの取り組み  
32 を実施すべきである。

33 ④インフラメンテナンスに関する表彰制度の創設

34 社会資本の維持管理に係る各取り組みの推進を図るため、社会資本の維持管理に関  
35 するベストプラクティスの普及を図り、国民等にインフラメンテナンスの意識を高め  
36 てもらうため、社会資本の維持管理に著しく貢献した団体等を「インフラメンテナ  
37 ス大賞（仮称）」として表彰する制度を創設する。

38

## 1 おわりに

2 現場のための正確な情報の把握・蓄積、見える化、共有化を推進していくためには、  
3 今回とりまとめた施策について、国と地方公共団体等が互いに協力し一步一步着実に進  
4 めていくことが重要となる。また、国と地方公共団体等の間で共有すべき情報、国民等  
5 に対し公表すべき情報について、国と地方公共団体等とが密に協力して整理していくこ  
6 とが重要となる。

7 国民の共有財産を守り、社会資本を次世代に適切に継承していくためには、社会資本  
8 の維持管理を適切に行うことが最重要であることを認識し、行政と国民、そして民間企  
9 業や大学等の研究機関などが一丸となって戦略的に維持管理・更新を行っていく必要が  
10 ある。

11 これらを実現していくためには、現場のための正確な情報の把握・蓄積、見える化、  
12 共有化に向けた取り組みをとおして、関係者が如何に社会資本のメンテナンスに関する  
13 意識を深めていけるか、将来的には、如何に国民的運動として発展させていけるかにか  
14 かっている。

15 なお、これらの取り組みは、小委員会でとりまとめた点検・診断等に関する資格制度  
16 や国・都道府県等による市町村の支援方策を軌道に乗せていく上でも重要な要素となる。

17 国土交通省は、本提言を踏まえ、当初5箇年で確実に実施する施策について必要な措  
18 置を講ずるとともに、その他の施策についても行程表を作成しフォローアップを行うな  
19 ど、分野ごと、国・地方公共団体等ごとに実施していくよう強く求める。